

中間試案のたたき台（遺産分割に関する見直し）

第1 遺産分割の期間制限

遺産分割の合意又は遺産分割手続（遺産分割の調停及び審判をいう。以下同じ。）の申立てについて期間の制限を設けることの是非については、期間を経過した場合にどのような効果を生じさせるかについての検討（後記第2参照）を踏まえながら、引き続き検討する。

（注）遺産分割の合意又は遺産分割手続の申立てをすべき時期についての規律を置かずに、遺産分割手続の申立て等がされないまま所定の期間が経過した場合における遺産を合理的に分割することを可能とするための規律（後記第2）のみを設けるとの考え方もある。

（補足説明）

部会資料13と基本的に同じである。ただし、従前は、遺産分割を促進する観点から、遺産分割の合意又は遺産分割手続の申立てをすべき時期を定めるという意味での遺産分割の合意又は遺産分割手続の申立てについての期間制限の規律を設けることに関する検討を提案していたが、このような規律を設けずに、遺産分割手続の申立て等がされないまま長期間が経過した場合における遺産を合理的に分割することを可能とする観点から、遺産分割の合意や手続の申立てがないまま所定の期間が経過した場合の効果のみを定めるとの考え方もあるため、（注）では、その点を注記している。

第2 遺産分割手続の申立て等がされないまま長期間が経過した場合における遺産を合理的に分割する制度

遺産分割手続の申立て等がされないまま長期間が経過した場合における遺産を合理的に分割することを可能とするため、次のような規律を設けることについて、引き続き検討する。

1 特別受益又は寄与分の主張の制限

共同相続人は、遺産分割の合意及び遺産分割手続（調停及び審判）の申立てがないまま相続開始時から10年を経過したときは、共同相続人は、具体的相続分の主張（具体的相続分の算定の基礎となる特別受益及び寄与分等の主張）をすることができない。

（注）具体的相続分の主張期間については、5年とするとの考え方もある。

2 分割方法等

1のとおり具体的相続分の主張をすることに制限を設けることを前提に、1の期間

の経過後は、遺産に属する財産の分割は、各相続人の法定相続分（指定相続分がある場合にあっては、指定相続分。以下同じ。）の割合に応じて、次の各案のいずれかの手続で行う。

【甲案】 1の期間経過後も、遺産の分割は、遺産分割手続により行う。ただし、一定の事由があるときは、遺産に属する特定の財産の分割を、共有物分割（準共有物分割）の手続により行うことができる。

【乙案】 1の期間経過後は、遺産の分割は、遺産分割手続ではなく、遺産に属する特定の財産ごとに共有物分割（準共有物分割）の手続により行う。

（注1） 相続開始から10年を経過した場合には、各相続人は、遺産に属する特定の財産（不動産、動産及び債権等）のそれぞれについて法定相続分（指定相続分がある場合にあっては、指定相続分）に相当する共有持分（準共有持分）を有していることを前提とする。

ただし、これとは別に、遺産に属する金銭及び遺産分割手続での分割の対象となっている可分債権（例えば、預貯金債権）については、相続開始から10年を経過したときは、遺産分割手続又は共有物分割（準共有物分割）の手続を経ずに、法定相続分（指定相続分）の割合により当然に分割されるものとし、各相続人が法定相続分（指定相続分）の割合に応じて金銭（金銭を占有しない相続人にあっては、金銭を占有する相続人に対する持分相当額の不当利得返還請求権又は引渡請求権）や債権を取得するとの考え方がある。

（注2） 相続開始から10年を経過する前に遺産の一部が分割されていたとしても、（注1）のとおり、相続開始から10年を経過した場合には、各相続人は、遺産の分割がされていない遺産に属する財産について法定相続分（指定相続分がある場合にあっては、指定相続分）に相当する共有持分（準共有持分）を有し、その財産の分割は、先行する一部分割の結果を考慮せずに、各相続人がその財産について有する法定相続分（指定相続分）によって分割する。

（注3） 「遺産に属する特定の財産」とは、遺産分割の対象となる積極財産を意味し、被相続人の財産であっても、遺贈された財産など遺産分割の対象ではない財産や、消極財産は含まれないことを前提とする。

（注4） 遺産分割方法の指定は、遺産分割手続の申立てがないまま相続開始から10年を経過すれば、効力を生じない（ただし、相続開始から10年を経過する前に、遺産分割方法の指定によって相続人が特定の遺産を取得していた場合は除く。）ことを前提とする。

（注5） 【甲案】は、家庭裁判所が遺産分割の審判において相続分の割合の変更をすることができないことを前提としている。

（注6） 【甲案】の「一定の事由」としては、通常の共有と遺産共有（ただし、相続開始から10年を経過しているものに限る。）が併存しており、一括して処理をする必要がある場合と、数次相続（ただし、相続開始からいずれも10年を経過しているものに限る。）が生じており、一括して処理をする必要がある場合を念頭に、引き続き検討する。

3 遺産共有における不明共有者の持分の売渡請求権等

1のとおり具体的相続分の主張をすることに制限を設けることを前提に、次のような規律を設ける。

① 1の期間を経過した場合において、相続人の一部が不明であるときは、他の相続人は、遺産に属する特定の財産についての不明相続人の持分に関し、通常の共有に

おける不明共有者の持分の売渡請求権等の方法をとることができる。

- ② 遺産共有持分と通常の共有持分が併存しているところ、１の期間を経過した場合において、相続人の一部が不明であるときは、通常共有持分の共有者は、不明相続人の遺産共有持分に関し、通常の共有における不明共有者の持分の売渡請求権等の方法をとることができる。

(注) 遺産共有持分と通常の共有持分が併存しているところ、１の期間を経過した場合において、通常共有持分の共有者が不明であるときは、遺産共有持分の共有者は、不明共有者の通常共有持分に関し、通常の共有における不明共有者の持分の売渡請求権等の方法をとることができるとするとも検討する。

4 その他

(注１) 相続開始から１０年を経過した場合であっても、民法第９１５条第１項の期間が経過するまでは、相続の放棄をすることができることを前提としている。

(注２) 相続開始から１０年を経過した後に相続放棄がされ、新たに相続人となった者は、期間内に遺産分割手続の申立てをしていれば具体的相続分に基づいて得ることができた価額の支払の請求権を有することとし、民法第９０４条の２を改正して、この支払の請求があった場合には、家庭裁判所に寄与分を定めることを請求することができるようにするなどの所要の手当てをする方向で検討する。

(注３) 本文の相続開始から１０年の期間は除斥期間とするが、(注２)のほかに、やむを得ない事由により期間内に遺産分割手続の申立てをすることができなかった者は、期間内に遺産分割手続の申立てをしていれば具体的相続分に基づいて得ることができた価額の支払の請求権を有することについて、引き続き検討する。

これに対して、やむを得ない事由により期間内に遺産分割手続の申立てをすることができなかった者は、その事由が消滅してから一定の期間内に遺産分割手続の申立てをすることができ、その中で、具体的相続分の割合に応じた遺産分割を求めることができるとの考え方もある。

(注４) 相続の開始から１０年を経過した後は、他の相続人の同意（擬制された同意を含む。）を得ない限り、遺産分割手続の申立てを取り下げることができないとする方向で検討する。

(注５) 遺産分割禁止期間の終期は、相続開始から１０年を超えることができないものとする点についても、検討する。

(補足説明)

ここで取り上げた問題は、部会資料１３に基づいて第８回会議において検討したが、部会資料１３からの変更点等は、次のとおりである。

1 具体的相続分の主張期間（本文１及びその（注））について

部会資料１３では、具体的相続分の主張期間として、１０年、５年又は３年の３案を掲げ、引き続き検討することとしていたが、所定の期間を経過した場合には具体的相続分の主張をすることができなくなるという効果の重要性に鑑み、遺留分侵害額請求権の期間の制限（民法第１０４８条）を参考に、１０年とすることを基本とし、他方で、他の考え方として、５年とする考えがあることを本文１の（注）で注記している。

2 所定の期間経過後の状態（本文２及びその（注１）から（注３）まで）について

- (1) 本文2及びその(注1)では、所定の期間を経過した場合には、各相続人は、遺産に属する特定の財産(不動産、動産及び債権等)それぞれについて法定相続分(指定相続分がある場合にあっては、指定相続分)に相当する共有持分(準共有持分)を有していることを明記している。

なお、第8回会議では、所定の期間を経過した後は、法定相続分の割合で遺産分割をしたものとみなすこととすべきとの指摘があったが、これは、所定の期間の経過後は、遺産に属する特定の財産につき各相続人は法定相続分に相当する共有持分(準共有持分)を有することで確定させるべきであるとの趣旨であると解される。もっとも、現在の判例を前提とすると、遺産分割において具体的相続分の割合に応じて修正されることはあるものの、遺産分割前に、各相続人は遺産に属する特定の財産について法定相続分を有しているのであり、具体的相続分の主張をすることができない(具体的相続分による修正をしない)とすれば、法定相続分の割合で遺産分割をしたものとみなすこととしなくとも、遺産に属する特定の財産につき各相続人は法定相続分に相当する共有持分(準共有持分)を有することで確定することになるため、本資料では、法定相続分の割合で遺産分割をしたものとみなすとの表現は用いていない。

ただし、可分債権等については、法定相続分(又は指定相続分)で当然に分割され、各相続人が法定相続分(又は指定相続分)の割合に応じて分割された債権を取得することとすべきかは、別途検討する必要がある、本文2及びその(注1)で取り上げている。なお、部会資料13では、可分債権について記載をしていたが、対象となるのは、預貯金など遺産分割の対象となるものに限られる。また、遺産に属する金銭(現金)についても、遺産分割によって分割されるものであり、相続時に当然に分割されるものではないが、可分なものであるので、併せて検討することとしている。

- (2) また、以上のことについては、所定の期間経過前に遺産の一部が先行して分割されている場合において、所定の期間が経過したときも、区別する理由はなく、基本的に同様であると解され、相続開始から10年を経過した場合には、各相続人は、遺産の分割がされていない遺産に属する財産について法定相続分(指定相続分がある場合にあっては、指定相続分)に相当する共有持分(準共有持分)を有することになると解される。そうすると、その分割も、先行する一部分割の結果を考慮せずに、その共有持分(準共有持分)の割合によってされることになる(ただし、その手続について、甲案と乙案の両案があるのは、本文のとおり)と解されるので、(注2)では、その旨注記している。なお、所定の期間経過前に遺産の一部が先行して分割されている場合には、相続人らは、主観的には遺産の全部について分割をしたが、その後新たな遺産が発見された場合も含まれるが、このケースについては、本文4(注3)で検討する論点が問題となる。
- (3) さらに、本文2及びその(注1)では、債権等についても、所定の期間経過後も分割をしなければならないことを明記するために、「準共有持分」や「準共有物分割」といった用語を補うなどし(可分債権等については、上記のとおり別途検討する必要がある。)、本文2の(注3)では、「遺産に属する特定の財産」の内容を注記している。

3 相続分の指定の扱い(本文2)について

本文2では、所定の期間の経過後は、遺産に属する特定の財産は、各相続人がそれぞれについて有する法定相続分に相当する共有持分（準共有持分）の割合に応じて分割するとしつつ、指定相続分がある場合にあっては、指定相続分に相当する共有持分（準共有持分）の割合に応じて分割するとしている。これは、相続分の指定は、対抗要件を具備せずとも、相続人間で効力を有することとされていることを踏まえたものである。

もともと、相続人以外の第三者が関係するケースでは、対抗要件を具備しない限り、第三者に対して相続分の指定の効力を対抗することができない（民法第899条の2）ため、その際には、指定相続分ではなく、法定相続分を前提に事案を処理することになる。

例えば、本文2の【甲案】及び【乙案】を前提に、通常の共有と遺産共有（ただし、相続開始から10年を経過しているものに限る。）とが併存しているケースにおいて、その全ての解消を共有物分割の手続によってすることができるとすると、対抗要件が具備されない限り、通常の共有の持分権者に対して、相続分の指定は対抗することができないと解されるので、共有物分割は、法定相続分を前提にすることになると解される（例えば、AとBがそれぞれ2分の1の共有持分を有していたが、その後にBが死亡し、相続人であるCとDの法定相続分がそれぞれ2分の1である場合には、対抗要件（不動産であれば、登記）を具備しない限り、相続分の指定があっても、共有物分割は、Aが2分の1、CとDが各4分の1の持分を有することを前提にされることになる。）。

4 遺言との関係（本文2（注4））について

第8回会議においては、所定の期間の経過と遺言との関係について指摘があった。遺言事項のうち、遺産分割に関連するものとしては、遺産分割方法の指定と相続分の指定があるが、相続分の指定については、前記のとおりである。

遺産分割方法の指定（遺言による委託を受けた第三者による指定を含む。）は、基本的には、遺産分割をする際の方法を指定するものであるが、遺産分割の合意や遺産分割手続の申立てがないまま所定の期間の経過を経過した後は基本的に法定相続分の割合に応じて分割をするとした場合には、相続開始から10年を経過すれば、指定の効力を生じないことを前提とすることが考えられる。ただし、最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁は、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言があった場合には、当該遺言において相続による承継を当該相続人の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、当該遺産は、被相続人の死亡の時に直ちに相続により承継されるとしているが、相続開始から10年を経過する前に、遺産分割方法の指定によって相続人が特定の遺産を取得していた場合には、その効力を否定すべき理由はない。以上から、本文2（注4）では、その旨を注記している。

5 本文2【甲案】と民法第906条との関係（本文2の（注5））について

第8回会議では、本文2【甲案】と民法第906条との関係が問題となるとの指摘があったが、遺産分割手続においては民法第906条が当然に適用されるが、共有物分割手続においては同条が適用されないこととなる。

民法第906条に関しては、従前から、裁判所が遺産分割の審判において相続分の割合の変更をすることの可否が議論されているが、一般的にはこれを否定する見解が有力であって、民法第906条は、相続分の割合に従った分割を行うことについての基準を

示す規定であると解される。また、同条の解釈は措くとしても、本文1のとおり、所定の期間が経過したときは具体的相続分を主張することができないとする規律を設ける場合には、同条によって法定相続分を変更し、具体的相続分に相当する割合で遺産分割をすることができるかと解することは困難であると考えられる。

以上を踏まえ、本文2の(注5)では、【甲案】は、家庭裁判所が遺産分割の審判において相続分の割合の変更をすることができないことを前提としていることを注記している。

6 本文2【甲案】における共有物分割(本文2の(注6))について

【甲案】をとった場合には、どのような事由があれば共有物分割をすることができるかが問題となるが、本文2の(注6)では、遺産に属する特定の財産につき、遺産分割手続では最終的な帰趨を決することができず、共有物分割の手続によって一括して処理することが相当であるケースとして、通常の共有と遺産共有とが併存しているケースと、数次相続が生じているケースを念頭に、引き続き検討することを注記している。

7 相続の放棄(本文4(注1)(注2))について

本文4(注1)(注2)では、相続放棄に関連して注記をしている。

なお、(注2)は、民法第910条を参考に、価額の支払請求を認めるものである。民法第910条の価額の支払請求については、家事審判手続によるべきとの見解もあるが、家事事件手続法に明文の規定がないため、通常の民事訴訟の手続によると解されている(ただし、寄与分については、家庭裁判所で判断される。民法第904条の2第4項)。これにならうと、(注2)の価額の支払請求の手続は、寄与分がある場合には家庭裁判所でその額を定めた上で、価額の支払請求自体は地方裁判所で民事訴訟の手続によって審理をすることになる。

8 期間の性質と例外(本文4(注3))について

遺留分侵害額請求権の期間制限と同様に、ここでいう期間は除斥期間とすることが考えられる。他方で、本文4(注2)では、期間の経過後に相続人となった者は価額の支払を請求することができるとしているが、客観的に見てもおよそ期間の経過前に遺産分割手続の申立てをすることができない場合にも、相続人は、同様に価額の支払を請求することができるように考えられる。このような例外を広く認めることは、期間を設定したことの趣旨を損なうおそれもあるが、ここでは、引き続き検討することとしている。

また、客観的に見てもおよそ期間の経過前に遺産分割手続の申立てをすることができなかったケースについては、そもそも期間の経過後も、具体的相続分による遺産分割を求めることができるものとすべきとの考え方もある。もっとも、この考え方をする場合には、相続人のうちの1人にやむを得ない事由がある場合には、他の相続人にそのような事由がなくとも、全ての相続人が具体的相続分による遺産分割を求めることができることになると考えられ、その是非が問題になると思われるし、そもそもこれを認めると、事案の画一的処理が困難になるように考えられるため、慎重な検討を要する。

なお、期間の経過前に遺産分割が成立したが、期間の経過後に無効となったケースについても、上記と同様に問題となる。

9 遺産分割手続の申立てと取下げ(本文4(注4))について

本文4（注4）では、遺産分割手続の申立てと取下げについて注記している。

10 遺産分割禁止の期間（本文4（注5））について

本文では、所定の期間内に遺産分割手続の申立てがなければ、具体的相続分の主張を制限するという効果を生じさせることについて提案しているが、遺産分割禁止の期間との関係が問題となり、第8回会議においても、その旨の指摘があった。例えば、相続開始から10年の期間をもって区切りをつけるということは、基本的にそれまでに遺産分割手続の申立てをすることを要請することになるが、遺産分割禁止の期間がこれを超えており、相続開始から10年の期間を経過しても、遺産分割の禁止がされたままであるという状況が生じ得るとすると、上記の要請と整合しない結果となる。

また、そもそも、現行法では、遺産分割がされない状態は暫定的なものであることもあり、遺言による遺産分割の禁止の効果は、相続開始から5年を超えることができないとされている（民法第908条）。このように、遺産分割の禁止の効果が長期にわたることは、民法上予定されておらず、家庭裁判所の審判による禁止についても、解釈論としては、その期間が一定の範囲に制限されると解されているのであり、その期間を合理的な範囲で定めることは現在の民法の考え方とも齟齬しないのではないかと解される。

以上のことや、現在の解釈論では遺言による遺産分割の禁止は、相続開始から最大で10年間有効であるとの解釈がされていること等を踏まえ、本文4（注5）では、遺産分割禁止期間の終期は、相続開始から10年を超えることができないものとするということについても検討することを注記している。

（参考）遺産分割の禁止には、民法上、次のものがある。

① 遺言による禁止（民法第908条）

被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産分割を禁止することができる。なお、明文の規定はないが、相続人の合意により、更に5年間に限って遺産分割を禁止することができるのと解されている（民法第256条第2項参照）。

② 家庭裁判所の審判による禁止（民法第907条第3項）

遺産分割の請求がされた場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。

この禁止期間についての明文の規定はないが、遺言による禁止とのバランス等から、相続開始の時から5年間に限られ、禁止期間の更新をすることとしても、相続開始時から10年間を上限とすると解する見解が有力である。

これらに加え、明文の規定はないが、共有の規定（民法第256条）を根拠として、相続人の合意により、遺産分割を5年間（更新があれば、最大10年間）禁止することができるのと解されている。